

平成23年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水再生センター 11か所

年間総処理量 589,968,000 m³

1日平均処理量 1,612,000 m³

(2) ポンプ場 71か所

年間総揚水量 305,503,000 m³

1日平均揚水量 835,000 m³

(3) 水洗便所改造助成件数 20件

(4) 主な建設改良事業 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 37,336,140 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 113,059,892 千円

第1項 営業収益 61,945,402 千円

第2項 営業外収益 51,114,490 千円

支 出

第1款 下水道管理費 109,324,829 千円

第1項 営業費用 84,773,348 千円

第2項 営業外費用 24,542,481千円

第3項 予備費 9,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69,392,246千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 102,910,929千円

第1項 資本的収入 102,910,929千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 172,303,175千円

第1項 建設改良費 41,188,061千円

第2項 企業債償還金 131,061,489千円

第3項 投資 7,216千円

第4項 国庫補助金返還金 46,409千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道整備工事	平成24年度から 平成25年度まで	16,000,000千円
汚泥資源化センター 包括的管理委託	平成24年度から 平成28年度まで	6,000,000千円
南都下水道センター 前処管理施設 包括的管理委託	平成24年度から 平成27年度まで	1,000,000千円

南部汚泥資源化センター
下水汚泥燃料化設備の
整備及び維持管理

平成24年度から
平成47年度まで

20,253,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払にあてるため。

(2) 限度額 28,864,000千円

下水道整備事業費充当企業債 18,864,000千円

資本費平準化債 10,000,000千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は平成23事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年5.0%以内。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び
営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
51,002,444千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子